

## 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修(第三号研修) 実地研修のみの申し込みについて

1. たん吸引等研修（第三号研修）を修了した方で、認定行為の追加の実地研修を希望する場合、下記の書類を本会まで提出してください。

内 容	
募集期間	随時
受講対象者	「第三号研修」を修了した者で実施行為の追加を希望するもの
提出書類	実地研修関連書類（特定様式4～8・10） ※訪問看護ステーションへの依頼は特定様式9を使用

### 2. 実地研修開始から終了までの流れ

- (1) 本会のホームページよりダウンロードし、提出してください。

①特定様式10 実地研修届出書

②体制確認シート（原本）

③指示書(対象利用者)のコピー

④同意書(対象利用者)のコピー

⑤計画書(対象利用者)のコピー

実施する利用者分すべて

- (2) 実地研修委託契約の締結を行います。

※施設内での実地研修を実施する場合のみ

- (3) 研修料の払込について（受講生所属事業所の負担）

①実地研修賠償責任保険加入料 2,000円（利用者毎の料金が発生）

上記①～⑤の提出後、本会において賠償責任保険の加入手続きを行います。手続き完了後、加入通知および請求書を送付します。

②判定料 2,000円（1行為につき）

判定料の払込については、判定後に別途通知します。

《 問い合わせ先 》

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

福祉人材支援部 人材養成担当 嶋崎

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5

TEL:018-824-2444 FAX:018-864-2840

E-mail:tankyu@akitakenshakyu.or.jp